



2026年5月14日

各 位

会 社 名 株式会社 朝日ラバー
代表者の役職名 代表取締役社長 渡邊 陽一郎
(東証スタンダード市場 コード番号 5162)
問い合わせ先 執行役員管理本部長 久保田 敬之
T E L 048-650-6051

取締役に対する業績連動型株式報酬制度の継続および一部改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2018年より導入している当社の取締役（取締役会長、監査等委員である取締役、社外取締役および国内非居住者を除く。以下同じ。）に対する業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」という。）の継続および一部改定に関する議案（以下「本議案」という。）を2026年6月26日開催予定の第56回定時株主総会（以下「本株主総会」という。）に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本制度の継続にともない、新たな対象期間で交付することが見込まれる当社株式の取得総額等の詳細につきましては、決定次第改めてお知らせいたします。

記

1. 本制度の継続

(1) 当社は、取締役を対象に、取締役の報酬と、当社の業績および株主価値の連動性をより明確にし、中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的として2018年に本制度を導入し、2020年および2023年に継続しているところ、2026年度から2031年度までの新たな5事業年度を対象として本制度の内容を一部改定のうえ継続します。

(2) 本制度では、役員報酬B I P (Board Incentive Plan) 信託（以下「B I P信託」という。）と称される仕組みを採用します。B I P信託とは、欧米の業績連動型株式報酬 (Performance Share) 制度および譲渡制限付株式報酬 (Restricted Stock) 制度と同様に、役位および業績目標の達成度等に応じて、当社株式を取締役に交付する制度です。

(3) 本制度の継続にあたって、以下 2.に記載のとおり、制度の内容を一部改定するものとします。なお、本制度の一部改定は、本株主総会において承認を得ることを条件とします。

2. 本制度の一部改定について

本制度の継続にあたっては、以下のとおり、B I P信託（以下「本信託」という。）の信託期間を延長するとともに、制度の内容を一部改定します。

今回の改定は、役員による当社株式の保有を従来より早期化することにより、株主との利害共有を一層明確化し、中長期的な企業価値向上に資する意思決定を促す観点から、固定部分および短期業績連動部分については毎事業年度ごとに株式を交付し、中期業績連動部分については中期経営計画終了時に交付する仕組みへ改定いたします。

あわせて、当社の経営体制の見直しにより取締役の増員等を勘案し本制度に係る対象者範囲の見直しを行うとともに、本制度に係る当社が拠出する金員の上限および取締役に交付がなされる当社株式の数の上限を改定いたします。

また、各交付株式には、取締役のいずれの位置をも退任するまで譲渡制限を付すことにより、在任期間を通じた当社株式価値への意識を高め、株主の皆さまと価値共有を一層促進し、中長期的な企業価値向上に向けたコミットメントの強化を図ってまいります。

3. 改定後の本制度の概要

(1) 本制度の概要

本制度は、当社の中期経営計画の期間に対応した事業年度（以下「対象期間」という。）を対象として、当社が拠出する取締役の報酬額を原資として当社株式が信託を通じて取得され、取締役に当社株式の交付が行われる株式報酬制度であり、役位に応じて当社株式の交付が行われる「固定部分」と、単年度の業績目標の達成度に応じて当社株式の交付が行われる「短期業績連動部分」、対象期間の業績目標達成度に応じて当社株式の交付が行われる「中期業績連動部分」により構成されます（詳細は下記(2)以降のとおり。）。

(2) 当社が拠出する金員の上限

改定後の信託期間は、2027年3月31日で終了する事業年度から2031年3月31日で終了する事業年度までの5事業年度（以下「改定後当初対象期間」という。）とし、下記の信託期間の延長が行われた場合には、その時点において当社が掲げる中期経営計画の対象となる事業年度を新たな対象期間とします。

改定後の対象期間は、2027年3月31日で終了する事業年度から2031年3月31日で終了する事業年度までの5事業年度（以下「改定後当初対象期間」という。）とし、下記の信託期間の延長が行われた場合には、その時点において当社が掲げる中期経営計画の対象となる事業年度を新たな対象期間とします。

当社は、本制度の改定により、16百万円に当該対象期間の年数を乗じた金額（ただし改定後当初対象期間は、2027年3月31日で終了する事業年度から2031年3月31日で終了する事業年度までの5事業年度とし、80百万円）を上限とする金員を、当社の取締役への報酬として拠出し、受益者要件を充足する取締役を受益者とする信託期間の信託（以下「本信託」という。）の期間の延長および追加信託を行うことにより、本制度を継続します。

本信託は、信託管理人の指図に従い、信託された金員を原資として当社株式を株式市場または当社（自己株式処分）から取得します。当社は、信託期間中、取締役に對するポイント（下記(3)のとおり。）の付与を行い、本信託は当社株式の交付を行います。

なお、本信託の信託期間の満了時において、新たな本信託の設定に代えて信託契約の変更および追加信託を行うことにより、本信託を継続することがあります。その場合、その時点において当社が掲げる中期経営計画の対象となる事業年度を新たな対象期間とし、信託期間を延長します。当社は延長された信託期間ごとに、本株主総会での承認決議を得た、本信託に拠出する信託金の上限額の範囲内で追加拠出を行い、延長された信託期間中、取締役に對するポイントの付与を継続し、本信託は、延長された信託期間中、当社株式の交付を継続します。

ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（取締役に付与されたポイントに相当する当社株式で交付が未了であるものを除く。）および金銭（以下「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等の金額と当社が追加拠出する金員の合計額は、本株主総会で承認

決議を得た範囲内とします。

(3) 取締役に交付がなされる当社株式の数の算定方法および上限

信託期間中の毎年6月1日に、「固定部分」については、取締役の役位に応じた「固定ポイント」が付与され、「業績連動部分」については、毎事業年度（改定後、初回は2027年3月31日で終了する事業年度）における業績目標の達成度に応じた「短期業績連動ポイント」および中期経営計画に掲げる業績目標の達成度に応じて算出される「中期業績連動ポイント」の算定基礎となる「中期業績基礎ポイント」が付与されます。

「中期業績基礎ポイント」は毎年累積され、対象期間終了直後の6月1日に、その時点の累積値に、対象期間における中期経営計画に掲げる業績目標の達成度に応じた業績連動係数を乗じることにより、「中期業績連動ポイント」が算出されます（各ポイントの算定式は以下のとおり。）。

取締役には、原則として「固定ポイント」、「短期業績連動ポイント」および「中期業績連動ポイント」に応じて当社株式の交付が行われます。

①固定部分

(固定ポイント)

固定部分の株式報酬基準額^{※1}÷平均取得単価^{※3}

②業績連動部分

(短期業績連動ポイント)

業績連動部分の株式報酬基準額^{※1}×短期業績割合^{※2}÷平均取得単価^{※3}×短期業績連動係数^{※4}

(中期業績基礎ポイント)

業績連動部分の株式報酬基準額^{※1}×中期業績割合^{※2}÷平均取得単価^{※3}

(中期業績連動ポイント)

中期業績基礎ポイントの累計値×中期業績連動係数^{※4}

※1 「固定部分の株式報酬基準額」および「業績連動部分の株式報酬基準額」は、役位や基本報酬、報酬全体に占める金銭報酬と株式報酬の割合等を考慮して決定します。

※2 「短期業績割合」および「中期業績割合」は、本制度が中長期的な業績向上と企業価値増大に資するよう適切な割合を設定し、それらの合計値は1とします。

※3 本信託による当社株式の平均取得単価。信託契約の変更および追加信託を行うことにより、本信託の信託期間を延長した場合には、延長後に本信託が取得した当社株式の平均取得単価となります。

※4 「短期業績連動係数」は毎事業年度における業績目標（連結売上高および連結営業利益等）の達成度に応じて変動し、また、「中期業績連動係数」は中期経営計画に掲げる業績目標（連結売上高および連結営業利益等）の達成度に応じて変動します。

なお、1ポイントは当社株式1株とします。ただし、信託期間中に当社株式の株式分割・株式併合等のポイントの調整を行うことが公正であると認められる事象が生じた場合、分割比率・併合比率等に応じて、1ポイントあたりの当社株式数の調整がなされます。

取締役が付与される1事業年度あたりのポイントの上限（固定ポイント、短期業績連動ポイントおよび1事業年度あたりの中期業績基礎ポイントに中期業績連動係数の最大値を乗じることで得られる値の和）は、22,000ポイントとします。このポイントの上限は、上記(2)の当社が拠出する金員の上限を踏まえて、過去の株価等を参考に設定しています。

(4) 取締役に対する当社株式の交付の時期

受益者要件を充足した取締役は、下記に定める時期に、所定の受益権確定手続きを行うことにより、付与されたポイントに応じた当社株式の交付を受けるものとします。

①固定部分および短期業績連動部分 : 毎事業年度終了後

②中期業績連動部分 : 対象期間終了後

各時期に交付された株式には、監査等委員である取締役を含む取締役のいずれの地位をも退任するまで譲渡制限を付すことといたします。

譲渡制限期間中に取締役としての職務・社内規程の重大な違反や、会社の意思に反した自己都合退任等の一定の非違行為等があった場合には、当該取締役に交付された当社株式について、譲渡制限を解除せず、当社が無償で取得できるものとします。

なお、信託期間中に取締役が死亡した場合、その時点までに付与されたポイントに応じた当社株式について、そのすべてを本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭の給付を、死亡後速やかに当該取締役の相続人が受けるものとします。信託期間中に取締役が国内非居住者となった場合は、その時点までに付与されたポイントに応じた当社株式について、そのすべてを本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭の給付を、当該取締役が受けるものとします。これらの場合、中期業績連動ポイントに代えて中期業績基礎ポイントの累積値を適用します。

(5) 当社株式に関する議決権

本信託内の当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権は行使されないものとします。

(6) その他の本制度の内容

本制度に関するその他の内容については、本信託の設定、信託契約の変更および本信託への追加拠出の都度、取締役会において定めます。

(ご参考)

【延長後の信託契約の概要】

- | | |
|---------------|--|
| (1) 信託の種類 | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託） |
| (2) 信託の目的 | 取締役に対するインセンティブの付与 |
| (3) 委託者 | 当社 |
| (4) 受託者 | 三菱UFJ信託銀行株式会社
(共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社) |
| (5) 受益者 | 取締役のうち受益者要件を満たす者 |
| (6) 信託管理人 | 専門実務家であって当社と利害関係のない第三者 |
| (7) 信託期間延長合意日 | 2026年8月（予定） |
| (8) 延長後の信託期間 | 2026年8月～2031年8月（予定） |
| (9) 議決権の取扱い | 行使しないものとします。 |
| (10) 取得株式の種類 | 当社普通株式 |
| (11) 追加信託金の額 | 72百万円（予定）※信託報酬・信託費用を含む |
| (12) 株式の取得時期 | 2026年8月17日（予定）～2026年12月31日（予定）
(なお、決算期（中間決算期、四半期決算を含む）末日以前の
5営業日から決算期末日までを除く。) |
| (13) 株式の取得方法 | 株式市場より取得 |
| (14) 帰属権利者 | 当社 |
| (15) 残余財産 | 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。 |

以上